

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

22

### 規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…一
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉局子供・子育て支援部企画課）…三
- 東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）…三
- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…四
- 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六

### 告示

- 東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十七項により知事が別に定める者……………（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）…二六

## 規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第三十六号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第十二条の二の見出し中「定款の写し等」を「定款等の写し」に改め、同条中「及び登記事項証明書」を削る。

第十二条の二の三に次の一項を加える。

2 前項の法人が、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の四第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により法人税法第七十一条、第七十二条若しくは第七十四条又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条若しくは第十九条の申告を行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「貸借対照表等」という。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第四条の六の四に規定する方法により提供したときは、当該法人が貸借対照表等を知事に提出したものとみなす。

第十二条の十三の三の見出し中「定款の写し等」を「定款等の写し」に改め、同条中「及び登記事項証明書」を削る。

第四十四条第一項第一号中「（昭和二十九年総理府令第二十三号）」を削る。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

第四十六条及び第四十七条 削除

附則第六項第五号イ中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

別記第五号様式（丁）その一（表備考4中「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」）や「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他のことに類する為替取引」）に定める。

別記第五号様式（丁）その二（表備考4中「資金決済に関する法律第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」）や「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払

別記第二十九号の二様式から第二十九号の九様式までを次のように改める。

手段その他これに類する為替取引」に改める。

別記第二十一号様式(甲) 〇中「又は社債等登録法の規定による社債若しくは地方債」及び「又は担保権登録内容証明書」を〇。

別記第二十一号様式(乙) 〇中「又は社債等登録法の規定による社債、地方債」及び「又は担保権登録内容証明書」を〇。

別記第二十三号様式(甲) 〇様式中の「第二十三号様式(乙) 〇様式中の「又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」及び「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する為替取引」に改める。

別記第二十四号様式(乙) 〇様式中の「主税局総務部」及び「主税局総務部」に〇を挿入し「資金決済に関する法律第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」及び「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する為替取引」に改める。

別記第二十四号様式(乙) 〇様式中の「主税局総務部」及び「主税局総務部」に〇を挿入し「資金決済に関する法律第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」及び「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する為替取引」に改める。

別記第二十五号の四様式 〇 「氏名(名称) 電話番号」及び「フリガナ 氏名(名称) 電話番号」

第29号の2様式（第8条の5関係）

都民税（個人）払込通知書

年 月 日

調定年度 年 月 日  
（当てはまる方に○）

都民事務所長 宛  
区 市 町 村 長

次のとおり、都民税（個人）を払い込みますので通知します。

区分	算出内訳				払込額	
	都民税、特別区民税、市町村民税及び森林環境税の合算額			払込 率 D	金額 （*D） 円	左のうち、 間接 徴収分 円
	納付（A）金額 円	調整等減付金 B 円	特別付（C）金額 （A-B） 円			
本税	令和5年度以前課税分	普通徴収	( )	( )	/	/
		特別徴収	( )	( )		
	令和6年度以前課税分	給与 特別 徴収	( )	( )	/	/
		老齢基礎 年金等 計	( )	( )		
	令和5年度以前課税分	普通徴収	( )	( )	/	/
		給与 特別 徴収	( )	( )		
	令和6年度以前課税分	給与 特別 徴収	( )	( )	/	/
		老齢基礎 年金等 計	( )	( )		
	令和5年度以前課税分	普通徴収	( )	( )	/	/
		給与 特別 徴収	( )	( )		
令和6年度以前課税分	給与 特別 徴収	( )	( )	/	/	
	老齢基礎 年金等 計	( )	( )			
令和5年度以前課税分	普通徴収	( )	( )	/	/	
	給与 特別 徴収	( )	( )			
令和6年度以前課税分	給与 特別 徴収	( )	( )	/	/	
	老齢基礎 年金等 計	( )	( )			
令和5年度以前課税分	普通徴収	( )	( )	/	/	
	給与 特別 徴収	( )	( )			
令和6年度以前課税分	給与 特別 徴収	( )	( )	/	/	
	老齢基礎 年金等 計	( )	( )			
令和5年度以前課税分	普通徴収	( )	( )	/	/	
	給与 特別 徴収	( )	( )			
令和6年度以前課税分	給与 特別 徴収	( )	( )	/	/	
	老齢基礎 年金等 計	( )	( )			
合計						

（日本銀行振込用紙A列1番）

備考 1 この通知書は、特別区又は市町村において徴収した個人の都民税を特別区にあつては東京都指定金融機関又は抽出納付員、市町村にある  
つては東京都指定金融機関、東京都指定金融機関併しくは東京都公営収収取扱店又は抽出納付員に払い込む場合に用いる  
こと。

2 「特別徴収」のうち「老齢基礎年金等」とは、法第321条の7の2の規定に基づき特別徴収の対象となる年金をいうものであること。

3 「算出内訳の「調整等減付金」の欄は、歳入分より支出した還付金を記載すること。

4 「令和5年度以前課税分」の欄には、当該年度の都民税、特別区民税、市町村民税及び森林環境税の各算額の内、（ ）内には、分離課税に係る収入額を内書きすること。

5 「払込額分率」の欄には、当該年度の払込額を算出するに用いた払込額分率を記載すること。

6 「払込額」の「金額」及び「件数」の欄には、直接徴収分を含めた金額・件数と、間接徴収分を含めた金額・件数を記載すること。

7 令和5年度以前課税分については、算出内訳の「納付（A）金額」及び「調整等減付金」に森林環境税を含めないこと。

第29号の3様式 (第9条関係)

都民税 (個人) 徴収取扱費報告書			年 月 日	
			都税事務所長 支 庁 長 宛	
報告年度	年度			区 市 町 村 長
区 分		金 額 (円)	摘 要	
納税義務者の数	新たに賦課決定した納税義務者の数に係る徴収取扱費 ……①		人 ×	3,000円
	賦課決定を取り消した納税義務者の数に係る徴収取扱費…② (平成19・20年度賦課決定分)		人 ×	4,000円
	賦課決定を取り消した納税義務者の数に係る徴収取扱費…③ (平成21・22年度賦課決定分)		人 ×	3,300円
	賦課決定を取り消した納税義務者の数に係る徴収取扱費…④ (平成23年度以降賦課決定分)		人 ×	3,000円
	納税義務者の数に係る徴収取扱費 計 (①-②-③-④)			
平成18年度以前賦課決定分に係る払込金額に係る徴収取扱費			払込金額(直接徴収分を除く)	円 × 7 / 100
平成18年度以前賦課決定分に係る納税通知書等の数に係る徴収取扱費				通 × 60円
過誤納金及び還付金に相当する金額 (所得割・均等割) に係る徴収取扱費			特別区等における支出金額	円 × 払込按分率
過誤納金及び還付金に係る還付加算金に相当する金額 (所得割・均等割) に係る徴収取扱費			特別区等における支出金額	円 × 払込按分率
地方税法第47条第1項第5号に定める金額に係る徴収取扱費			特別区等における金額	円
納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額に係る徴収取扱費				
合計				

(日本産業規格A列4番)

備考1 この報告書は、条例第24条の11第2項の規定により特別区長又は市町村長が知事に報告する場合に用いること。

- 2 この報告書は、7月20日までに提出すること。
- 3 この報告書を提出する場合には、各算定基礎の月別内訳を記載した書類を添付すること。

第29号の4様式（第8条の3関係）

都民税（個人）調定額報告書										年 月 日									
調定年度		年度												都税事務所長 宛					
														区 市 町 村 長					
区分		都民税調定額					特別区民税・市町村民税調定額					都民税、特別区民税、市町村民税調定総額		森林環境税調定額					
		均等割		所得割			均等割		所得割										
		税額		税額			税額		税額			税額		件数					
普 徴 収 分	現年度分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	過年度分																		
特 別 徴 収 分	現年度課税分																		
	翌年度分																		
	前年度課税分																		
	計																		
老齢基礎年金等	現年度課税分																		
合計																			
納税義務者数										都民税、特別区民税、市町村民税調定総額に対する都民税調定額の割合（特定按分率）		都民税、特別区民税、市町村民税、森林環境税調定総額に対する都民税調定額の割合（特定按分率）		地方税法第47条の納税義務者の数					
区分		普通徴収分					特別徴収分					当該年度4～6月に新たに賦課決定した納税義務者の数							
		現年度分	過年度分	給与	老齢基礎年金等									人					
均等割額のみ		人	人	人	人	$\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}$				$\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪}$				当該年度4～6月に賦課決定を取り消した納税義務者の数					
所得割額のみ																			
均等割額及び所得割額の合算額のみ																			
合計																			
												平成19・20年度賦課決定分				人			
												平成21・22年度賦課決定分				人			
												平成23年度以降賦課決定分				人			

（日本産業規格B列4番）

- 備考1 この報告書は、毎年6月30日の数値に基づき、7月10日までに提出すること。
- 2 調定件数は、普通徴収に係る分にあつては納税通知書数（納期を4期に分けた場合は4件とする。）を、特別徴収に係る分にあつては、特別徴収義務者の納入回数それぞれ記載すること。
- 3 「特別徴収分」のうち「老齢基礎年金等」とは、法第321条の7の2の規定に基づき特別徴収の対象となる年金をいうものであること。
- 4 「現年度課税分」のうち「現年度分」、「翌年度分」とは、当該年度に課税したもののうち、地方自治法施行令第142条の規定により「当該年度の取入となるべきもの」、「翌年度の取入となるべきもの」をいい、「前年度課税分」とは、同条の規定により「前年度に課税したもののうち、当該年度の取入となるべきもの」をいうものであること。
- 5 「納税義務者数」の「特別徴収分」の欄には、当該年度に課税した都民税に係る納税義務者数をそれぞれ記載すること。
- 6 「納税義務者数」の欄については、給与からの特別徴収と他の方法による徴収との併徴の場合は「給与」の欄に、その他の併徴の場合は「普通徴収」の欄に、それぞれ名寄せして記載すること。
- 7 「地方税法第47条の納税義務者の数」の欄において、「当該年度4～6月に賦課決定を取り消した納税義務者の数」は、平成19年度以降に行われた賦課決定を取り消した場合（当該年度に行われた賦課決定を取り消した場合を除く。）に記載すること。

第29号の5様式（第8条の3関係）

都民税（個人）調定額変更報告書										年 月 日																	
調定年度		年度												都税事務所長 宛													
調定年月		年	月											区 市 町 村 長													
区 分		都民税										特別区民税市町村民税															
		前月までの調定額		本月分増額分			左のうち、特別区・市町村の自主調査により課した税額			本月分減額分			左のうち、条例により減免した税額			累計		税額累計									
		税額		税額			税額			税額			税額			税額		税額									
普 通 徴 収 分	現年度分	均等割額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円								
	過年度分	均等割額																									
特 別 徴 収 分	現年度課税分	均等割額																									
	翌年度分	均等割額																									
	前年度課税分	均等割額																									
	計	均等割額																									
老齢基礎年金等	現年度課税分	均等割額																									
合計		均等割額																									
森林環境税調定額		翌年度分		円			円			円			円			円		円									
納税義務者数										地方税法第47条の納税義務者の数																	
区分		普通徴収分					特別徴収分					当該年度、新たに賦課決定した納税義務者の数															
		現年度分	過年度分	給与	老齢基礎年金等									本月				人				累計		人			
均等割額のみ		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
所得割額のみ																											
均等割額及び所得割額の合算額のみ																											
合計																											
												平成19・20年度賦課決定分				本月				人				累計		人	
												平成21・22年度賦課決定分				本月				人				累計		人	
												平成23年度以降賦課決定分				本月				人				累計		人	

（日本産業規格B列4番）

- 備考1 この報告書は毎月末日の数値に基づき、翌月10日までに提出すること。
- 2 「特別徴収分」のうち「高齢基礎年金等」とは、法第321条の7の2の規定に基づき特別徴収の対象となる年金をいうものであること。
- 3 増額分又は減額分の「人員」とは、件数の有無にかかわらず、特別区・市町村の自主調査により課した者又は条例により減免した者の数をいうものであること。
- 4 第29号の4様式備考「4」から「7」までは、この様式に準用すること。

第29号の6様式

都 民 税 ( 個 人 ) 滞 納 調 書													年 月 日			
調定年度		年度											提出先		都税事務所長 支庁長	
													区市町村名		区市町村長	
区 分	調 定 額				収 入 額				還 付 未 済 額				不 納 欠 損 額			
	税額	件数	都民税	特別区民税 市町村民税	税額	件数	都民税	特別区民税 市町村民税	税額	件数	都民税	特別区民税 市町村民税	税額	件数	都民税	特別区民税 市町村民税
本 税	現年課税分	円		円	円		円		円		円		円		円	
	滞納繰越分															
	年度															
	年度															
	年度															
	小計															
	合計															
加 算 金	現年課税分															
	滞納繰越分															
	計															
区 分	滞 納 ( 未 収 入 ) 額				滞 納 額 ( 総 額 ) の うち				摘 要							
	税額	件数	都民税	特別区民税 市町村民税	徴収猶予額	件数	税額	件数					滞納処分の停止額	件数		
本 税	現年課税分	円		円	円		円		円							
	滞納繰越分															
	年度															
	年度															
	年度															
	小計															
	合計															
加 算 金	現年課税分															
	滞納繰越分															
	計															

備考 1 この調書は、毎年5月31日現在における都民税(個人)の滞納状況を報告するときに用いること。

- 2 滞納繰越分の「年度」には、賦課年度を記載すること。
- 3 この調査は一人別滞納調査の総括表として用い、付表として一人別滞納調査を付するものとし、その様式は第215号様式（甲）によること。

第29号の7様式

調定年度		年度	都 民 税（個 人） 滞 納 異 動 調 書						年 月 日	
			提出先		都税事務所長 支庁長		区市町村名		区市町村長	
区 分	本 月 分 異 動 額				累 計				摘 要	
	滞 納 額		内 訳		滞 納 額		内 訳			
	税 額	件 数	都 民 税	特別区民税 市町村民税	税 額	件 数	都 民 税	特別区民税 市町村民税		
本     税	年度	円		円	円	円		円	円	
	年度									
	年度									
	年度									
	年度									
	計									
加 算 金										

（日本産業規格A列4番）

- 備考 1 この調査は、都民税（個人）滞納調査の提出後異動を生じたときに用いるものとし、賦課年度別に記載すること。
- 2 この調査は、一人別滞納調査の総括表として用い、付表として一人別滞納調査を付するものとし、その様式は第215号様式（甲）によること。

第29号の8様式 (第8条の3関係)

						年 月 日	
調定年度	年 度		都民税 (個人) 過誤納金還付等報告書			都税事務所長 宛	
調定年月	年	月				区 市 町 村 長	
区分		還付した徴収金				還付加算金	摘要
		税額等	延滞金	加算金	計		
過誤納等還付金	歳入還付	円	円	円	円	円	
	歳出還付						
	計						
地方税法第47条第1項第5号に定める金額							
報奨金							

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 この報告書は、特別区又は市町村において歳出分より支出した過誤納等に係る還付金及び条例第24条の11第1項第5号に定める金額を記載すること。
- 2 「歳出還付」の欄には、都民税及び特別区民税・市町村民税 (均等割及び所得割に限る。) のそれぞれの合計額に係る還付金を記載すること。なお、地方税法第17条の2の規定によって充当した金額を含めて記載すること。
- 3 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第29号の9様式

												年 月 日			
調定年度	年 度		都民税 (個人) 分離課税調定額報告書									都税事務所長 宛			
調定年月	年	月										区 市 町 村 長			
区 分	都 民 税 調 定 額											特別区民税市町村民税調定額			
	申告納入		更正		決定		過少申告加算		不加算		重加算金		普通徴収		
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額		件数	税 額	件数
本 月 分	円		円		円		円		円		円		円		円
累 計															
納 税 義 務 者 数				更正又は決定の通知書数		摘 要									
特別徴収		普通徴収													
本月分	累 計	本月分	累 計												
人	人	人	人												

(日本産業規格B列4番)

- 備考 1 この様式は、条例第24条の8第3項の規定により特別区長又は市町村長が知事に報告する場合に用いること。
- 2 件数は、特別徴収義務者の納入回数を記入すること。
- 3 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」や「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する為替取引」に該当する。

第32条第1項第2号(2)の2中「※整理番号」

「※都税事務所処理欄」

※処理事項					
※管理番号					

ハ

添付書類等	1 定款等の写し	2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用
	3 その他( )	
	オンライン登記情報提供制度利用の場合	照会番号
		発行年月日
		年 月 日

ヤ

添付書類等	1 定款等の写し
	2 その他( )
	(記載不要)

コガヌ。

別記第三十二号様式(2)の2中「※整理番号」

「※都税事務所処理欄」

※処理事項					
※管理番号					

ハ

添付書類等	1 定款等の写し	2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用
	3 その他( )	
	オンライン登記情報提供制度利用の場合	照会番号
		発行年月日
		年 月 日

ヤ

添付書類等	1 定款等の写し
	2 その他( )
	(記載不要)

コガヌ。

第32条第1項第2号(2)の2中

第32条第1項第2号(2)の2中

法人親に係るグループ通算制度の承認等の届出書 (事業開始等申告書 その3) ※整理番号

受印	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿
支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名
電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話

コ

法人親に係るグループ通算制度の承認等の届出書 (事業開始等申告書 その3) ※都税事務所処理欄

受印	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親	法人親
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿	都税事務所長 殿
支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長	支 店 長
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名
電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話

ニ

改める。

別記第五十六号様式中

年月日	コルツ場の名称	
都税事務所長宛 支片 長	コルツ場の所在地	電話（ ）
	経営者等の住所 (所在地)	(法人の場合は本店所在地を記入してください。)
	経営者等の氏名 (名称)	電話（ ）
		(法人の場合は代表者氏名も記入してください。)

を

年月日	コルツ場の名称	
都税事務所長宛 支片 長	コルツ場の所在地	電話（ ）
	経営者等の住所 (所在地)	(法人の場合は本店所在地を記入してください。)
	経営者等の氏名 (名称)	電話（ ）
		(法人の場合は代表者氏名も記入してください。)
	法人番号	

を

改める。

別記第五十八号様式中

住所	電話（ ）
フリガナ氏名 (名称)	
フリガナ代表者氏名	
経営者等	

を

住所	電話（ ）
フリガナ氏名 (名称)	
フリガナ代表者氏名	
法人番号	

を

別記第五十九号様式中

住所 (所在地)	電話（ ）
経営者等氏名 (名称)	

を

住所 (所在地)	電話（ ）
経営者等氏名 (名称)	
法人番号	

を

原記録田川安楽式(豊栄)の「資金決済に関する法律第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」や「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する為替取引」に該当する。

原記録百十川(三)楽式(一) 豊栄の「主税局税制部において一括作成する場合及び」を

別記第百二十三号様式を次のように改める。

第123号様式 (第10条の10関係)

軽油引取税課税免除承認申請書

都税事務所長 宛		年 月 日	
支 庁 長			
登録番号		事業者コード	
住所			
特別徴収			
氏名 (名称)			

次のとおり、地方税法第144条の5の規定の適用を受けたいので申請します。

年 月 分

地方税法第144条の5第1号に係る事項

引 渡 数 量	引 渡 年 月 日
リットル	年 月 日
引 渡 し を 行 っ た 場 所	輸 出 先

地方税法第144条の5第2号に係る事項

引 取 数 量	仕 入 備 格	引 取 年 月 日				
	円/ℓ		年 月 日			
引 渡 数 量	販 売 備 格	引 渡 年 月 日				
	円/ℓ		年 月 日			
仕入先業者の事務所 (事業所)	所在地	都道府県	区市町村	町名	丁目	番 号
		都道府県	区市町村	町名	丁目	番 号
	所在地	都道府県	区市町村	町名	丁目	番 号
		都道府県	区市町村	町名	丁目	番 号

当該軽油に係る軽油引取税を徴収した特別徴収義務者等の事務所 (事業所)

(日本産業規格A列4番)

備考 1 この様式は、第40条の10の申請に用いること。

2 法第144条の5第1号に係る申請にあつては軽油の引取りが本邦からの輸出として行われたものであること及び当該引取りに係る数量を証明する書類を、同条第2号に係る申請にあつては当該事実を証明する書類を添付すること。

別記第百三十七号様式中

別記第百三十七号様式中

添付書類等

1 定款等の写し

2 登記事項証明書又はオンライン登記情報提供制度利用 (照会番号: ) (発行年月日: 年 月 日)

3 その他 ( )

添付書類等

1 定款等の写し

2 その他 ( )

「 年 月 日

別記第百二十九号様式中「年 月 日」を

管理番号	発信年月日
※処理事項	通信日付印
	確認

る。

別記第百四十一号様式(甲)その1(※備考7及び第百四十一号様式(甲)その1(※備考9)中「資金決済に関する法律第3条第7項に規定する第三者型発行者又は同法第2条第3項に規定する資金移動業者が提供する決済手段」や「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者が提供する、口座振替の方法及び資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する為替取引」に於ける。

附 則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式( )の規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するものとする。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 法第三十条第一項及び第二項の規定による同居児童の届出の受理に関すること。
- 第一条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第二十八条中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、「取消し又は」の下に「保育士の」を加える。

別記第十八号様式中

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、延長〕

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、延長  
同法第 3 1 条の 2 第 1 項の規定に基づき、延長〕

別記第十八号の三様式中

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 3 項の規定に基づき、延長〕

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 3 項の規定に基づき、延長  
同法第 3 1 条の 2 第 2 項の規定に基づき、延長〕

別記第二十二号様式中

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 延長 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、延長〕

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 延長 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、延長  
同法第 3 1 条の 2 第 1 項の規定に基づき、延長〕

別記第二十三号の二様式中「児童相談所長」を  
〔児童相談所長  
（公印省略）〕

別記第二十三号の四様式中

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 3 項の規定に基づき、延長〕

〔解除 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除〕  
同法第 3 1 条第 3 項の規定に基づき、延長  
同法第 3 1 条の 2 第 2 項の規定に基づき、延長〕

別記第二十九号の三様式及び別記二十九号の四様式中「東京都児童相談センター所長」を削る。

別記第二十九号の五様式中

「3 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて一時保護を行おうとするときごとに、東京都知事又は児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。

4 児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることが出来ます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができるとされています（児童福祉法第33条の2）。」

「3 児童相談所長又は都道府県知事が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならぬこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。(児童福祉法第33条)。

(1) 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)の同意がある場合

(2) 当該児童に親権者等がない場合

(3) 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合

4 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行うおとすとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて一時保護を行うおとすときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません(児童福祉法第33条)。

5 児童相談所長は、一時保護を行った児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行った児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第33条の2)。

改める。  
別記第四十一号様式中「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第十八号様式、第十八号の三様式、第二十二号様式、第二十三号の四様式、第二十九号の三様式から第二十九号の五様式まで及び第四十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十八号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーバス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項を附則第二十九項とし、附則第二十七項を附則第二十八項とし、附則第二十六項の次に次の一項を加える。

27 第二条の規定にかかわらず、令和八年度にバスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等(令和七年度にバスの発行を受けた者に限る。)その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。  
附則に次の一項を加える。

30 令和八年度にバスの発行を受ける者に対する第二条第一項及び第九条第二項の規定の適用については、第二条第一項中「二万五百十円」とあるのは「一万二千元」と、同項ただし書中「一万二百五十五円」とあるのは「六千元」と、第九条第二項中「第二条第一項本文」とあるのは「第二条第一項本文及びただし書」と、「二千円」とあるのは「千円」とする。

別表中  
京成バス株式会社  
大島旅客自動車株式会社

を

大島旅客自動車株式会社

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十九号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「若しくは第十号の二」を、「第十号の二若しくは第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を、「配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

別記第一号様式中「㉔」を削り、

配偶者特別控除額	円	円	円	円
特定親族特別控除額	円	円	円	円
社会保険料等相当額	円	80,000円	円	80,000円

を

配偶者特別控除額	円	円	円	円
特定親族特別控除額	円	円	円	円
社会保険料等相当額	円	80,000円	円	80,000円

に

改め、「㉔」を削る。

別記第一号様式の二中「㉔」を削る。

別記第八号様式中「㉔」を削る。

別記第九号様式中

上記のとおり、現況を申し上げます。  
 届出内容確認のため、私の世界の市民登録資料及び税務資料について、各関係機関に調査することを承諾します。  
 東京都知事 殿  
 年 月 日 氏名  
 上記のとおり相違ありません。  
 区市町村長

を

上記のとおり、現況を申し上げます。  
 届出内容確認のため、私の世界の市民登録資料及び税務資料について、各関係機関に調査することを承諾します。  
 東京都知事 殿  
 年 月 日 氏名  
 上記のとおり相違ありません。  
 区市町村長

に

改める。

別記第十号様式中「㉔」を削る。

附則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の東京都重度心身障害者手当条例施行規則第五条第二項及び別記第一号様式の規定は、令和八年十一月以後の月分の重度心身障害者手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都重度心身障害者手当条例施行規則別記第一号様式、第八号様式、第九号様式及び第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則（平成二十二年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都七生福祉園の項中

四 障害者総合支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）  
 五 障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）

を

四 十四名  
 五 五名

別表第二 東京都七生福祉園の項中

自立訓練		就労移行支援	
費用算定基準 別表第十二の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者	費用算定基準 別表第十二の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者	費用算定基準 別表第十三の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者	費用算定基準 別表第十三の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者
昼食 六百五十円	昼食 二百三十円	昼食 六百五十円	昼食 二百三十円

四 障害者総合支援法第五条第十三項に規定する就労選択支援（以下「就労選択支援」という。）	五 障害者総合支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）	六 障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）
四 十名	五 十四名	六 五名

を

に改める。

自立訓練		就労選択支援		就労移行支援	
費用算定基準 別表第十一の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者	費用算定基準 別表第十一の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者	費用算定基準 別表第十一の 二の五に規定 する食事提供 体制加算の対 象とならない 者	費用算定基準 別表第十一の 二の五に規定 する食事提供 体制加算の対 象とならない 者	費用算定基準 別表第十二の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者	費用算定基準 別表第十二の 七に規定する 食事提供体制 加算の対象と ならない者
昼食 六百五十円	昼食 二百三十円	昼食 六百五十円	昼食 二百三十円	昼食 六百五十円	昼食 二百三十円

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十一号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「又は第十号の二」を「、第十号の二又は第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第四条第二項の規定は、令和八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第三百六十二号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則（令和八年東京都規則第三百八号）による改正後の東京都シルバーバス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号。以下「改正後の規則」という。）附則第二十七項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 令和七年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバーバス条例施行規則第二十六項の規定

により費用負担額を千円とされたもの（改正後の規則附則第二十七項に規定する市町村民税非課税者等及び令和七年東京都告示第三百六十四号（東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十六項により知事が別に定める者）二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。）

二 令和八年度にバスの発行を受ける者で、令和七年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が百三十五万円以下であることを証したものの（やむを得ない事由により令和七年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証することができない場合は、令和六年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証したものの）

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

行 東 京 都  
発 東京都市西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

